

問題1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 事業再生において債権者から金融支援を受ける手段の一つに、リスクケジュール（リスケ）がある。リスケとは、元本の年間弁済額を減額したり、弁済の据置期間を設けたりすることで、債務返済期間を繰り延べることである。通常リスケが行われる際には、金利の減免と合わせて債権者と条件の交渉が行われることが多い。
- 2 劣後ローンは、一般に長期返済となっており、また、金利については赤字の場合利子負担が生じない等配当に準じた金利設定が認められているなど、資本的性質を有していると考えられる。このように、償還条件や金利等の借入条件が資本に準じた借入金は、当該借入金を資本と見做した上で債務者区分の検討を行うことになる。
- 3 要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のかか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- 4 申立費用などの直接倒産費用および法的整理の手続長期化による資産劣化などの間接倒産費用を回避することは、私的整理のメリットである。したがって、事業再生であれば一般的に法的整理よりも私的再生のほうが望ましいとされるが、債権放棄や金利減免や返済猶予といった貸出条件を緩和する措置を講じて企業の過剰債務解消を求められることとなるため、これは金融機関にとっては容易に受け入れられることではない。
- 5 金利減免は、経営難に陥った企業等の債務者に対する貸付金の金利を、契約よりも軽減し又は伸長することである。減免を受けられる対象債務者は、通常、再建見込みのある会社に限られ、減免幅は金融庁の基準に従って決定される。

問題2)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、民事調停法の特例たる特定調停手続を定めているが、この法律における「特定債務者」とは、金銭債務を負っている者であって、支払不能に陥るおそれのあるもの若しくは事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難であるもの又は債務超過に陥るおそれのある法人をいう。
- 2 特定調停法における特定債務等の調整とは、特定債務者及びこれに対して金銭債権を有する者その他の利害関係人の間における金銭債務の内容の変更であり、担保関係の変更その他の金銭債務に係る利害関係の調整はこれに含まれない。
- 3 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適當な調停条項を定めることができる。この調停条項は、特定債務者の経済的再生に資するとの観点から、公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものでなければならない。
- 4 特定調停事件の係属する裁判所は、事件を特定調停によって解決することが相当であると認める場合において、その成立を不能にし若しくは著しく困難にするおそれがあるとき、又はその円滑な進行を妨げるおそれがあるときは、申立てにより、当該調停が停止するまでの間、当該調停の目的となった権利に関する民事執行の手続停止を命ずることができるが、労働債権に関する民事執行の手続については、その限りでない。
- 5 当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したとき又は調停に代わる決定がなされ、異議申立期間が経過したときは、調書の記載又は決定は裁判上の和解と同一の効力を有する。従って、調書の記載又は異議申立期間が経過した決定は和解調書や確定判決と同様に民事執行法における債務名義となり、これに基づき強制執行をすることができる。

問題3)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 私的整理ガイドラインによる私的整理は会社更生法や民事再生法などの法的手続によつたのでは事業価値が著しく毀損されて再建に支障が生じるおそれがあり、私的整理によつた方が債権者と債務者の双方にとって経済的に合理性がある場合のみ、限定期に行われる。
- 2 本ガイドラインにおいては、再建計画案は、まず債務者が作成することになる。しかし、この再建計画案について対象債権者全員の同意が得られない場合及び合意された再建計画に基づく弁済が予定どおりに実施できない場合は、法的倒産処理手続開始の申立てなど適宜な措置をとらなければならない。
- 3 債務者が本ガイドラインに基づく申出を行う際には、相当程度詳細な検討を行うとともに、チェックリスト記載の資料等を作成した上で主要債権者に申し出ことになる。また、経営者退任・減増資・支配株主の株式提供は必ずしも前提されないものの、債務者は不退転の決意で臨む必要がある。
- 4 主要債権者は、対象債務者となり得る企業の適格性等を検討した上で、相当と判断した場合には、対象債権者に対し書面にて債務者と連名で一時停止の通知を出状する。この段階で、主要債権者としては利害の対立する他の対象債権者との円滑な合意を得られるだけの再建計画案であることを、厳格に検討する。
- 5 本ガイドラインによる手続は、中立・公平な第三者機関が関与した一定の準則（ルール）に基づく「準則型私的整理手続」であるため、対象債権者はいわゆる金融機関等に限定され、債権カットの対象となり得るのは金融債権者の債権のみに限定される。よつて、その他の取引債権者は全額弁済を受けられるため、取引先の離脱防止と事業価値の維持が図られる。

問題4)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 民事再生手続において、再生債務者は再生手続が開始された後もその業務を遂行しますはその財産を管理し、若しくは処分する権利を有するとされている。その場合、再生債務者は、債権者に対し、公平かつ誠実に、前項の権利行使し、再生手続を追行する義務を負うと定められている。
- 2 民事再生手続において、裁判所は、民事再生の申立があった場合に、必要があるときは、利害関係人の申立または職権により、監督委員による監督を命じることができる。この場合、裁判所は、1人または数人の監督委員を選任し、かつ監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定することになり、監督委員の同意を得ないでした行為は原則無効である。
- 3 民事再生手続において、裁判所は、民事再生の申立があった場合に、再生債務者の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の継続のために特に必要があるときは、民事再生申立につき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命じることができる。この場合、裁判所は、1人または数人の保全管理人を選任することになり、保全管理人が選任されると、再生債務者の業務の遂行および財産の管理処分をする権利は、保全管理人に専属することになる。
- 4 民事再生手続において、再生手続に参加しようとする再生債権者は、再生手続開始決定と同時に定められた債権届出期間内に、一定の事項を記載した裁判所所定の書式の届出書を裁判所に提出しなければならない。ただし再生債権者がその責めに帰することができない事由によって債権届出期間内に届出をすることができなかつた場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出の追完をするとされている。
- 5 民事再生手続においては、再生債権者が再生手続開始当時再生債務者に対して債務を負担する場合、債権及び債務の双方が債権届出期間の満了前に相殺適状になったときは、再生債権者は時期にかかわりなく、再生計画の定めるところによらないで相殺をすることができる。債務が期限付であるときも同様である。

問題5)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 民事再生や会社更生の申立など事業再生の着手に先立ち、あらかじめ水面下で事業譲渡先やスポンサーを決定した上で事業再生に着手する手法をプレパッケージ型民事再生と呼ぶ。着手と一緒に、スポンサーの支援などによって問題なく事業継続ができるのを対外的にアピールすることで、取引先などの動搖を抑え、事業再生に取り組む企業の事業価値の劣化を防ぐことを目的としている。
- 2 「プレパッケージ型」という表現は、アメリカ連邦倒産法の「プレパッケージ型チャプターイレブン」にならったものであるが、アメリカの場合、チャプターイレブンの申立前に私的整理が先行しているのに対し、日本のプレパッケージ型事業再生は、必ずしも私的整理が先行していることや債権者に対する情報開示を前提としておらず、むしろ多くの債権者に対しては秘密裏のまま、営業譲渡先やスポンサーが決定されるケースが多い。
- 3 そのため、日本でプレパッケージ型の事業再生を行なった場合、債権者に対する情報開示や手続の透明性の観点から、債権者や他のスポンサー候補者が、スポンサーの選定過程やスポンサーの支援額に異議をとなえることがあり、裁判所や民事再生手続の監督委員から、再度入札によってスポンサーを決定する旨、勧告されるケースがある。
- 4 プレパッケージ型事業再生が開始された後、債権者や他のスポンサー候補が異議を述べたため、再度入札手続をする必要があるかどうかについては、1) 後発候補者の提示価格とプレ・パッケージ・スポンサーの提示価格との格差の程度 2) 入札やスポンサー募集にあたっての機会や手続の公平性 3) 入札等が実施されていない場合の実施できなかつたことについての合理的な理由 4) 改めて入札を行なった場合の事業劣化の有無・程度などが総合的に勘案されて決定される。
- 5 事業再生は相当程度の人員削減・賃金削減を伴うことが多いが、プレパッケージ型民事再生では人員削減・賃金削減などの労働条件への影響を回避できる。これは、優秀な人材の流出や通常業務の停滞を防止できることにもつながり、定性的な事業価値の維持という観点からも大きなメリットである。

問題6)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 特別清算手続は、会社法の定めにより、解散後清算中の株式会社について、当該会社を清算するのが非常に難しい状況にある場合又は債務超過（当該会社の負債総額がその資産総額を上回っている状態）の疑いがある場合に、裁判所の命令により開始され、その監督の下で行われる手続をいう。
- 2 特別清算手続は、破産手続に比べて、手續が簡易であり、迅速に行えるというメリットがあり、裁判所に納める予納金も低額になる場合が多いものの、会社法による手續であるため、事業期間中の株式会社以外はこの手續をとることができない。
- 3 特別清算手続においては、財産を管理処分する清算人を裁判所が指定するのではなく、従前の取締役がそのまま清算人として職務を行うことができ、特別清算手続が破産手続に比してマイナスイメージが低いため、不採算子会社の整理などに利用されるケースが多い。
- 4 特別清算には、弁済方法について債権者集会を開催して債権者の三分の二以上の同意を得た協定内容を裁判所へ提出し、裁判所の認可により、協定に同意しなかった債権者も含めて弁済の履行を行う「協定型」と、債権者全員と個別に一部弁済などの和解を行い、その和解内容について裁判所の許可を得る「個別和解型」がある。
- 5 特別清算手続において、清算する会社の事業や資産を新会社や他の関係会社に移す場合は、極めて慎重な対応が必要である。事前準備が不十分な場合、利害関係人の反発を招いて破産手続に移行となつたのち、破産管財人に従前の取引について否認権を行使されたり、親会社に甚大な悪影響が生じることもあり得るためである。

問題7)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 バブル崩壊等の経済情勢の影響を受けて着手されたわが国の倒産法制の抜本的見直し作業は、個別手続ごとに立法化する手法がとられ、平成12年4月に民事再生法が和議法にかわる倒産法として新たに施行されたほか、さらに同15年4月に改正会社更生法が、同17年1月に改正破産法が施行された。
- 2 旧破産法では、破産債権の届出は、最後配当の除斥期間内に債権調査ができるように行えば足りたが、改正破産法では一般調査期間経過後又は一般調査期日終了後の届出が制限されることとなった。また届出破産債権については、新たに債権調査期日制度および債権調査期間制度が設けられた。
- 3 改正破産法において、配当手続についての最も大きな改正点は、最後配当の条項が置かれ、原則として1回の配当によって、迅速に管財事務を終了させることが期待されることになったことである。また最後配当に際しては、旧破産法の裁判所が除斥期間を指定する制度は廃止され、破産管財人のなした配当公告の効力発生日、又は裁判所への配当通知の完了報告の日から2週間が除斥期間となった。
- 4 改正破産法において新たに導入された制度に担保権消滅許可制度がある。これは破産管財人が担保権の目的物件を任意売却する場合に、裁判所の許可を得てその物件に設定されている担保権を消滅させ任意売却代金の一部を破産財団に組み入れ、破産債権者への配当原資とすることを可能とする制度である。
- 5 旧破産法では、破産宣告前の原因に基づいて生じた租税債権は財団債権とされ強い批判が加えられてきた。そこで、改正破産法は、破産手続開始前の原因による租税債権については、破産手続開始時に納期限が到来前のもの又は納期限から1年を経過していないものののみに財団債権の範囲を限定した。

問題8)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 事業リストラクチャリングを行うM&Aの手法の一つとして事業譲渡がある。事業譲渡は会社の事業の全部または一部を他の会社に移転することである。事業譲渡は合併や会社分割などの画一的な組織的契約とは異なり、売買契約によるものであるため、事業譲渡対象となる資産や負債を自由に選択することができる。その反面、個々の資産・負債・権利義務などの移転について、個別の手続が必要となるため、煩雑になり、コストもかかることになる。
- 2 事業譲受会社の企業結合集団が100億円以上の国内売上高である場合で、かつ30億円を超える他の会社の事業譲受を行う場合、事業譲受会社は公正委員会へ事前届出を行わなければならない。ただし、事業譲渡会社と事業譲受会社が同一企業グループに属している場合は届け出る必要はない。
- 3 会社分割では、会社法などの規定に従って手続を行えば、対象とする事業に関する権利義務を承継することが可能である。しかしながら、当該事業に関して分割会社が取得していた許認可を、会社分割に伴って承継会社が承継できるかどうかは、各許認可の根拠となる法令が、承継の可否などを個別に定めているため当然に承継できるわけではない。
- 4 事業譲渡により、事業譲受会社は事業譲渡契約で定められた債務を引き継ぐが、当該債務を個別に移転するため、簿外債務を引き継ぐリスクは低い。一方、事業譲渡会社は、債務譲渡の行為そのものにより、当該債務の免責を受けられるわけではなく、債権者の個別の同意を得なければ免責されたことにはならない。
- 5 私的整理における事業譲渡が詐害行為に該当する場合には、事業譲渡会社の債権者は、詐害行為取消権の行使によって、事業譲渡を取り消すことができる。しかし、会社更生手続による事業譲渡の場合は、事業譲渡の実施を含む計画案が債権者集会で可決され、裁判所が認可しているという点から、取り消されることはない。

問題9)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 事業リストラの一環として行われる手法の一つに、合併があげられる。合併の対価には、自社の株式以外にも現金も用いることができる。加えて存続会社の親会社の株式も用いることもできる。このようなケースは「三角合併」とも呼ばれている。
- 2 合併は株主に重大な影響を与えるものであるので、略式手続及び簡易手続などの特別の定めのある場合を除き、原則として株主総会の特別決議が必要である。
- 3 合併においては、会社の権利・義務は包括的に承継され、個々の債務の移転につき債権者の承諾は必要ない。そのため、合併を行うためには特段の債権者保護手続を行う必要はない。
- 4 合併においては、効力発生日の事前及び事後に、合併契約書の他会社法施行規則に規定される書類を、存続会社、消滅会社両方の本店に備え置く必要がある。
- 5 合併の無効については、訴えをもってのみ主張することができるものとし、提訴期間（効力発生日から 6か月以内。ただし株主総会決議の取消事由に基づくときは決議後 3か月以内）や提訴できる者が制限されている。

問題10)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 会社分割とは、株式会社または合同会社が、事業に関して有する権利義務の全部または一部を他の会社に承継させる会社法上の組織再編行為をいう。企業の資産・負債や権利義務等のうちその事業に関する部分を包括的に移転させることができるために、事業リストラの一環として行われる手法の一つである。
- 2 新設分割には、分割会社が1社である場合と、複数の会社が分割会社となり、共同して1社を設立する「共同新設分割」の場合がある。共同新設分割の対価となる株式などが分割会社に交付される場合は「物的共同新設分割」となり、会社分割の対価となる株式等が分割会社の株主に交付される場合を「人的共同新設分割」となる。
- 3 吸収分割の分割会社は、株式会社または合同会社に限定されているが、吸収分割の承継会社（いわゆる受皿会社）は、会社の種類を問わない。よって、特例有限会社は、分割会社にも、承継会社（受皿会社）にもなることができる。
- 4 会社分割のデメリットに手続の煩雑さがあげられる。すなわち、民事再生手続の一環として会社分割を行う場合は債権者保護手続や反対株主の株主買取請求権などの会社法所定の手続を踏む必要があるが、会社更生手続の一環として会社分割手続を行う場合では債権者保護手続が求められない。
- 5 株式会社が新設分割をする場合において、新設分割設立会社が持分会社である場合には、新設分割計画について株主総会の特別決議が必要である。

問題11)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 事業リストラの一環として行われる手法の一つに、株式譲渡があげられる。中小企業について株式譲渡を検討する際には、譲渡制限の有無が重要な要素となる。すなわち、株式を譲り受けようとする側は取締役会もしくは株主総会に否決されれば株式の入手が不可能になるため、再建スキームに大きな影響が出る可能性があるためである。
- 2 謾渡制限が付されている会社の株式の場合には、会社に対して取締役会もしくは株主総会での譲渡についての承認を行うよう請求することができるが、これは譲渡側、譲受側のどちらからも可能である。
- 3 上場会社に株式譲渡のスキームを使う場合、金融商品取引市場を通じて株式を取得することについては、市場上での活動の自由が保証されている。そのため金融商品取引法上、T O B による買い付けの場合を除いて、株式の取得にあたり報告等は一切強制されていない。
- 4 買収防止策の一環として、重要な自社の株式の譲渡について、ライセンス契約や代理店契約などの重要な契約に対してチェンジ・オブ・コントロール条項が付されている場合がある。株式の譲渡又は譲受に際し、事業や会社の根幹をなす前提が揺らぐような場合、実質的に株式の異動に制限を課すことになるためである。
- 5 銀行業を営む会社は、原則他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の 100 分の 5 を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得又は保有してはならないとされている。

問題12)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 株式会社が新株予約権を発行するときは、1) 当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法 2) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 3) 当該新株予約権を行使することができる期間、などを新株予約権の内容として定めなければならない。
- 2 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権について、1) 募集新株予約権の内容及び数 2) 募集新株予約権を割り当てる日などの募集事項を定めなければならないが、この決定は取締役会の決議によらなければならない。
- 3 株式会社は、募集に応じて募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者に対し、1) 株式会社の商号 2) 募集事項 3) 新株予約権の行使に際して金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所 4) その他法務省令で定める事項を通知しなければならない。
- 4 株式会社は、申込者の中から募集新株予約権の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集新株予約権の数を定めなければならない。この場合において、株式会社は、当該申込者に割り当てる募集新株予約権の数を、申込者が引き受けようとする募集新株予約権の数よりも減少することができる。
- 5 株式会社は、新株予約権を発行した日以後遅滞なく、新株予約権原簿を作成し、新株予約権の区分に応じその定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

問題13)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 株式交換とは、会社がその発行済株式の全部を他の会社に取得させ完全に親子関係となることを言い、株式交換により完全親会社、完全子会社となりうる会社の形態はともに株式会社に限られる。
- 2 株式交換に関する法律には、株式交換の手続の詳細を規定する会社法、投資家保護の観点から一定の場合について開示義務を定める金融商品取引法、主に公正且つ自由な競争を促進する観点から一定の取引分野の競争を実質的に妨げる株式の保有を規制する独占禁止法などがある。
- 3 株式交換をするためには、当事会社において、当事会社の商号及び住所、完全子会社となる会社の株主に対して交付する対価・割り当てに関する事項等、一定の事項を定めた株式交換契約を締結する必要がある。
- 4 株式交換の効力は、株式交換契約において株式交換の効力発生日と定められた日にその効力が生じるが、債権者異議手続が終了していない場合または株式交換を中止した場合には、株式交換の効力は生じない。
- 5 株式交換に際して、当事会社は、株主に株式買取請求の機会を与えるため、株式交換の効力発生日の20日前までに、株式交換をする旨並びに相手会社の商号及び住所を通知又は広告し、株主は、株主総会に先立って、当該会社に対して、株式交換に反対する旨の通知をし、かつ、株主総会において株式交換に反対した場合には、株式交換の効力発生日の20日前からその前日までの間に株式買取請求権を行使することができる。

問題14)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 特別目的会社（S P C : Special Purpose Company）は、名称の通り、特定の事業を目的に、資産の流動化に関する法律（S P C法）に基づいて設立できる法人で、多くの場合、企業が保有する不動産の証券化などによって資金を調達することを目的に設立される。
- 2 特定目的会社（T M K）は、S P Cの中に包括され、「資産の流動化に関する法律」にもとづき特定の資産を裏付けとした有価証券の発行のためだけに設立できる法人（特別な社団）をいう。不動産の証券化などのために活用される一種のペーパーカンパニーであって、資産流動化計画に基づく業務が終了すると解散・清算に至ることとなる。
- 3 財務リストラのため不動産売却や新株発行を行うと、不動産の利用権が喪失したり、新株発行による希薄化から既存株主の反発を招く恐れがあるが、S P Cを利用して資金を調達することにより、既存株主の反発を招くことなく、不動産の使用権を維持しながら、不動産処分による現金収入で負債を削減することができる。
- 4 タックスヘイブンと呼ばれる諸外国と同様に、日本においてもS P Cに対する課税は低く抑えられている。そのため、S P Cへの課税額は多くなく、出資者の配当金収入に対する所得税も課税されないメリットがある。
- 5 過去にはS P Cを悪用した「飛ばし」などの粉飾決算が行われた事例を受けて、実質的に特定企業の支配関係にあるS P Cは、当該企業と連結決算していかなければならないなどの法改正がなされている。このため、S P Cを設立する場合は、支配会社に準じたコーポレートガバナンスの徹底が必要である。

問題15)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 事業再生の初期段階において行われる手続として法務デューデリジェンス(DD)がある。法務DDとは、対象企業あるいは事業について法的側面からの調査を行うことである。
- 2 企業では、実際はすべての活動において何らかの形で法律が関連しているといつても過言ではない。そのため、調査対象エリアは訴訟案件のような直接的な事項だけでなく、企業活動全般が該当しうることになる。
- 3 法務DDの内容は、具体的には事業活動における法的リスクの調査、企業価値算定を行う上での法的事項に関する増減要因の有無、事業再生スキーム立案に向けての障害事項についての調査などである。
- 4 法務DDは法務のみならず、事業DD、財務・税務DD、労務DDなどが同時進行で進められている。そのため、各DDの担当者間で情報を共有しあうことで、他のDDに有用な情報を与え、また自己のDDに見落としがないかを隨時確認することが必要となる。
- 5 外部環境や事業活動の将来の予測を行うことは一般的に困難である。そのため、法務DDでは安全性・確実性の観点から現時点における事実関係の調査が最も重要とされており、将来の可能性に関する判断や金銭的影響の判断は行わない。

問題16)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 経営者が会社の債務について個人で連帯保証している場合、会社が債務不履行に陥って経営者がその債務を弁済した場合、経営者は会社に対して求償権を取得する。このとき、会社に財産がない場合は、経営者は求償権があっても行使しない又は放棄することも考える必要がある。
- 2 経営者自らが会社に対し、資金繰りを良くするために貸し付けを行っている場合がよくある。この場合、弁済時期が来ても返済するための資金繰りをつけられない場合には、債務免除益に留意したうえで経営者はその債権の放棄を考える必要がある。
- 3 経営者自らが個人所有の不動産に会社のために担保設定を行い、当該担保の範囲内で保証責任を負うことを物上代位というが、会社が債務不履行に陥ると、経営者はその当該不動産の競売もしくは任意売却等により自ら弁済することになる。この場合、弁済したとしても、会社に対し、債務履行能力がなければ、経営者はその弁済した金額について債権放棄を余儀なくされる可能性がある。
- 4 会社の経営が順調に行かなくなったときに、それまでの経営の仕方及び、現在生じている問題に対してどう対処するかについて問われることになるが、それを経営者責任という。その問題の生じ方について、民事面、刑事面での対処方法がある。債権放棄については、民事面での対処方法の一つであるが、債権放棄したからといって刑事面での責任が免責されるわけではない。
- 5 会社の経営責任が問われたときの一つの対処方法として、代表取締役の辞任、解任があげられるが、仮に辞任又は解任されたとしても、会社の債務について、別途、個人で保証をしていれば、会社の債務を弁済する責任を負う。

問題17)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 小規模個人再生では、手続の簡易化のため、管財人、監督委員、調査委員も選任することはできない。ただし、裁判所の補助を行う機関の必要性は存在するため、個人再生委員という機関が設けられている。個人再生委員は、裁判所が必要と考える場合にのみ選任され、その職務は、「再生債務者の財産および収入の調査」、「再生債権の評価に関する裁判所の補助」、「適正な再生計画案作成のための勧告」に限定される。
- 2 給与所得者等再生では、再生計画案に対する再生債権者の決議はなされないから、弁済計画による弁済がその収入に照らして法律の定める要件を満たすものであることが、客観的に確認できなければならない。また、再生計画の弁済期間は、原則3年間（最長5年間）である。
- 3 個人債務者が持家を失うことなく、経済生活の再建を図ることができる手続として創設されたのが、「住宅資金貸付債権に関する特則」である。住宅資金貸付債権についての再生計画の条項、すなわち住宅資金特別条項の対象となる再生債権は、住宅の建設もしくは購入に必要な資金だけであり、住宅の改良に必要な資金の貸付にかかる債権は認められない。
- 4 給与所得者等再生では、再生計画認可決定が確定した場合において、債権調査手続で確定した無担保再生債権に対する再生計画に基づく弁済総額が、再生計画認可決定時に破産が行われた場合の配当総額を下回り、または可処分所得による最低弁済額条件の要件を満たさないことが明らかになったときは、債権者の申立てにより、再生計画を取り消すことができる。
- 5 住宅資金貸付債権に関する特則において、住宅ローン以外を目的とする担保権が、住宅に設定されている場合には、特別条項（期限の利益回復方式、弁済期間延長方式など）を定めることはできない。

問題18)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 整理解雇とは、懲戒解雇などとは異なり、従業員側には解雇される責任がなく、雇用主側の都合により一方的に労働契約が解約される解雇形態である。よって、解雇に関して争う裁判手続では、いわゆる「整理解雇の4要件」が満たされているか否かを判断することとなるが、従業員の労働契約期間の如何によって、裁判手続上の取り扱いが変わることはない。
- 2 整理解雇の4要件の一つに「人員削減を行う経営上の必要性」がある。これは「経営が悪化した」という事実を具体的な経営指標や数値をもって、どの程度経営状態が悪化しているのか、どの程度の人員削減が必要であるのかを客観的資料に基づいて説明する必要があるとされている。
- 3 整理解雇の4要件の一つに「十分な解雇回避努力」がある。これは一般に、残業規制、配転・出向、新規採用の抑制・停止、非正規従業員の雇止め、希望退職募集などが挙げられるが、何をもって十分な解雇回避努力と認めるかは、事案により異なりうる。
- 4 整理解雇の4要件の一つに「被解雇者選定の合理性」がある。これは被解雇者の選定に関しては、客観的な選定基準の設定に加え、当該基準の合理性が求められる。何が合理的な基準かは、個々の事案ごとに判断されるが、一般的には、懲戒処分歴や欠勤率等の会社への貢献度に基づく基準、扶養家族の有無等の労働者の生活への打撃の程度を考慮した基準などが考えられる。
- 5 整理解雇の4要件の一つに「整理解雇手続の相当性」がある。この場合労働組合との協議は、労働協約等に解雇協議条項が存在しない場合にも信義則の観点から必要とされる。また、労働組合の組合員でない労働者に対しても、整理解雇の必要性、具体的実施方法等について、十分に協議・説明し、理解を求める努力が必要とされる。

問題19)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 株式会社日本政策投資銀行(D B J)は、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより、自らの長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社である。
- 2 リーマンショックや東日本大震災の発生を受けた平成27年のD B J法改正により、D B Jは特殊法人から完全民営化に向けた方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対応するための資金の供給確保に万全を期すべく、国が当分の間D B Jに危機対応業務を行うことを義務づけた。
- 3 令和3年3月、政府が発出した「新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等について」との要請を受け、危機対応業務の一環として、優先株式の引受により事業者へ直接金融支援を行っているが、民業圧迫を防ぐための「民間協調融資原則」があるため、D B J単独で事業者への直接金融支援は行っていない。
- 4 日本の金融資本市場において不足していると指摘された成長資金（エクイティやメザニン）供給への取り組みが重要であって、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、国がD B Jへ出資した資金を用いる形で、新たな投資の仕組みである「特定投資業務」が創設された。
- 5 D B Jの特定投資業務により、事業者へ直接投入される劣後ローンを含む資本性資金の原資は、国がD B Jへ一部出資（産投出資）を行い、D B Jが当該出資金を特別勘定で管理される。また、事業者への直接投入に加えて、民業の補完・奨励をする呼び水効果の創出に向け、市中銀行や民間ファンドへも、この資金が投入されている。

問題20)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 中小企業活性化全国本部（以下、全国本部）および各都道府県の中小企業活性化協議会（以下、活性協）が債務免除を含む再生計画の策定支援を実施する場合は、中小企業庁が公表している「中小企業再生支援スキーム」に沿った手順や要件により進められ、本スキームに従って再生計画の策定支援を受け、金融機関等から債務免除等を受けた場合に、対応した税制上の措置を受けることができる。
- 2 本スキームにより策定する再生計画案は、計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね5年以内を目処に実質的な債務超過を解消する内容となっている必要があり、企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合であっても、これを超える計画期間を設定することはできない。
- 3 本スキームにより策定する再生計画案は、破産的清算や会社更生法や民事再生法などの再建手続によるよりも多い回収を得られる見込みが確実であるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容となっている必要がある。
- 4 本スキームによる再生計画案の策定支援に係る第1回債権者会議では、全国本部が支援する場合は、独立行政法人中小企業基盤整備機構へ、活性協が支援する場合は全国本部へ、再生計画検討委員会の設置を要請する必要がある。
- 5 本スキームにより策定する再生計画案は、再生計画検討委員会の調査を経て、第2回（必要に応じ続行期日が設けられる場合はその期日）債権者会議に付され、対象債権者へ期限を切って書面による同意不同意を求めるが、定められた期限までに対象債権者全員の同意が得られないときは、本スキームを利用した手続による私的整理は終了し、債務者は法的倒産処理手続開始の申立てなど適切な措置を講じるものとする。